

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年8月30日

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新藤 弘章

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階

【電話番号】 03-6627-3487(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 津野 浩志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階

【電話番号】 03-6627-3487(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 本部長 津野 浩志

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 299,996,400円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	13,636,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 2024年8月30日付当社取締役会において承認した本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2024年9月30日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の承認が得られることを条件として行います。また、本第三者割当は、2024年9月30日付けで発行会社を株式交付親会社とし、WeCapital株式会社を株式交付子会社とする株式交付計画(以下「本株式交付」という。)を承認する旨の株主総会決議がなされていること、及び本株式交付の効力の発生が合理的に見込まれていることを条件としています。
2. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
3. 当社は割当予定先との間で本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、割当予定先に係る本新株式の発行は行われないうこととなります。
4. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種種類株式及びB種種類株式についての定めを定款に定めております。A種種類株式及びB種種類株式には、普通株式の交付と引換えに、その全部又は一部を取得する取得条項が付されており、B種種類株式には金銭を対価とする取得請求権も付されております。なお、単元株式数については普通株式は100株、A種種類株式及びB種種類株式は1株であり、A種種類株式を有する種類株主は、A種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式1株につき1個の議決権を、B種種類株式を有する種類株主は、B種種類株主を構成員とする種類株主総会においてB種種類株式1株につき1個の議決権をそれぞれ有しております。また、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主及びB種種類株主を構成員とするそれぞれの種類株主総会の決議を要しないこと定めております。
5. 本新株式に関し、当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	13,636,200	299,996,400	149,998,200
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	13,636,200	299,996,400	149,998,200

- (注) 1. 本件株式の募集は第三者割当の方法により割当てます。
2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
22	11	100株	2024年9月30日 ~ 2024年10月3日		2024年10月8日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であり、払込期日までに当該契約が締結されない場合には、当該株式に係る割当は行われなくなります。
4. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社REVOLUTION	東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
近畿産業信用組合 本店営業部	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目1番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
299,996,400	4,550,000円	295,446,400円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、調査費用、弁護士費用、登記費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
M & A 関連費用	225,446千円	2024年11月～2026年10月
子会社取得の各種費用	70,000千円	2024年10月～2025年3月

- (注) 1. 上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金での管理を予定しております。
2. 下記、以外に具体的な資金使途が決定した場合及び資金使途を変更する場合には速やかに開示いたします。

M & A 関連費用

M & A 関連費用につきましては、主に仲介会社へのフィー、各種デューデリジェンス費用、対象会社調査費用、連結決算実施等の統合プロセスの準備の外注費用等を想定しております。今後2年程度の期間で、当社の主力事業である不動産事業のみならず他業種を含めて5億～10億円規模の買収を3、4社検討、買収を実現したいと考えております。なお、買収資金については今後計上する利益、または資金調達の実行、あるいは当社株式を利用した手法による実施を想定しております。また、すでにM & A 仲介会社を通じて紹介をいただいた先1社と面談を行っており、今後は条件面などを決定して具体的な検討に入る予定です。

子会社取得の各種費用

子会社取得の各種費用につきましては、前述「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の理由」に記載しておりますリパーク株式会社、株式会社REGALE及びWe社を子会社化、更にWe社子会社を孫会社になることに伴う連結決算実施等の統合プロセス費用(監査報酬や外注費)を想定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は本第三者割当による普通株式の発行のほか2024年8月30日開催の取締役会において、株式交付による子会社の取得、第三者割当による第6回新株予約権の発行、第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議しております。詳細につきましては、当社が2024年8月30日に提出した上記～に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 株式交付

当社を株式交付親会社、WeCapital株式会社(以下「We社」といいます。)を株式交付子会社とする株式交付を行うものです。

本株式交付に係る割当ての内容(株式交付比率)

当社は、We社の普通株式1株に対して、当社の普通株式12,429株を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付によりWe社の株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、当社が全て新規に発行する株式です。

なお、当社が譲り受けるWe社の普通株式の数の下限は25,148株とし、子会社化できる過半数以上の議決権数を確保できるようにいたします。当社が当該下限の株式数を譲り受けた場合に割当て交付する当社の普通株式は312,562,500株となり、2024年4月30日時点における当社の発行済株式総数668,974,248株に対する割合は46.72%となります。

	当社 (株式交付親会社)	We社 (株式交付子会社)
本株式交付に係る 株式交付比率	12,429	1
本株式交付により交付する株式数	当社普通株式：312,562,500株（予定）	

注1．単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受けるWe社の株主は、その保有する単元未満株式を東京証券取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなるWe社の株主は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第10条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

注2．1株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けるWe社の株主に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

株式交付子会社の概要

商号	WeCapital株式会社
所在地	東京都港区六本木四丁目1番4号黒崎ビル3階
代表者の役職・氏名	代表取締役 松田 悠介
事業内容	第二種金融商品取引業、投資事業組合、投資事業有限責任組合、匿名組合、任意組合の企画及び組成、不動産の売買・交換・仲介・代理等
資本金	1,090,501千円(2024年7月31日現在)
設立年月日	2013年4月10日
発行済株式総数	50,284株(2024年7月31日現在)
決算期	9月30日
大株主及び持株比率 (2024年8月20日現在)	TSM総合ファーム株式会社 18.53% 合同会社ルビーインベストメント 9.27% 大和財託株式会社 7.65% 橋口 遼 7.16% 松田 悠介 5.97% 芝 清隆 5.97% 竹岡 裕介 5.97%

(2) 第三者割当による第6回新株予約権の発行

発行数	534,800個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	17,113,600円 (注) 上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものです。
発行価格	新株予約権1個につき32円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.32円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年9月30日(月)~2024年10月3日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社REVOLUTION 管理本部 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階
割当日	2024年10月8日(火)
払込期日	2024年10月8日(火)
払込取扱場所	近畿産業信用組合 本店営業部 大阪府大阪市中央区淡路町2-1-3

(3) 第三者割当による第7回新株予約権の発行

発行数	1,069,600個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	34,227,200円 (注) 上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものです。
発行価格	新株予約権1個につき32円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.32円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2024年9月30日(月)~2024年10月3日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社REVOLUTION 管理本部 東京都千代田区紀尾井町4番1号 ニューオータニガーデンコート12階
割当日	2024年10月8日(火)
払込期日	2024年10月8日(火)
払込取扱場所	近畿産業信用組合 本店営業部 大阪府大阪市中央区淡路町2-1-3

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	柴田 達宏
	住所	福井県福井市
	職業の内容	柴田商事株式会社 代表取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	2024年4月30日現在で当社普通株式4,000,000株を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、柴田氏が代表を務める柴田商事株式会社との間で「転貸借契約」を締結しております。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	松田 悠介
	住所	東京都港区
	職業の内容	WeCapital株式会社 代表取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	橋口 遼
	住所	福岡県福岡市
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	竹岡 裕介
	住所	東京都港区
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	2024年4月30日現在で当社普通株式30,000株を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	芝 清隆
	住所	兵庫県芦屋市
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	吉田 拓巳
	住所	福岡県福岡市
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	五味田 匡功
	住所	大阪府大阪市
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

割当予定先

a . 割当予定先の概要	名称	秋田 雅弘
	住所	大阪府大阪市
	職業の内容	WeCapital株式会社 取締役
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(a) 募集の理由

当社は、2022年10月期営業損失69,417千円を計上し、2023年10月期(前連結会計年度)においても営業損失415,142千円を計上することとなったため早急な立て直しが必要であると判断し、2023年12月14日臨時株主総会では本店及び業務執行する経営陣を、2024年1月29日定時株主総会では新たな監査等委員(社外取締役)を選任したことで経営陣を刷新、新たな体制をスタートさせました。そして、前経営陣が進めていた絶景ジャパンプロジェクトについては新規仕入れをやめ、都心の一等地を中心とした投資家向け案件の取り扱いを開始いたしました。2024年1月29日付け「販売用不動産の取得及び資金の借入に関するお知らせ」で東京都内の物件購入を皮切りに、2024年4月5日付け「販売用不動産(開発用地)の取得に関するお知らせ」では東京都渋谷区の開発用地を、2024年4月25日付け「販売用不動産の取得に関するお知らせ」では東京都港区六本木一丁目の物件を、2024年5月30日付け「販売用不動産の取得に関するお知らせ」では港区六本木、虎ノ門、渋谷区、千代田区などの東京都内8物件をお知らせしましたとおり、順調に物件を仕入れております。一方で、一般顧客向けの物件については取り扱っておらず、情報を得られても当社では採算が合わないと判断せざるを得ない状況でした。そのような状況下、不動産事業領域の拡大発展のためにM&Aを検討することといたしました。特に、一般顧客向け物件を取り扱っているような事業者を検討する中で、対象会社2社の売却案件について紹介を受けました。対象会社2社は、売買頻度が多い一般顧客向けの区分所有の買取再販を中心とした不動産事業を行っており、当社が行っていない一般顧客向け案件について取り扱いを開始することでグループ全体で大いにシナジー効果が生み出せるものとして、リパーク株式会社及び株式会社REGALEの全株式を取得し完全子会社化いたしました。そして、本日別途開示いたしました「株式交付によるWeCapital株式会社の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」で公表しましたとおり、WeCapital株式会社(以下「We社」といいます)の子会社化を決定いたしました。当期(2024年10月期)において2案件目の子会社取得であり、今後も積極的に取得検討を行ってまいります。取得にあたりデューデリジェンスの実施、仲介会社へのフィー、各種届出書類費用や調査費用など、取得後においては連結決算実施等の統合プロセスの準備など、多くの費用が発生いたします。他方、当社の資金状況については、直近決算公表(2024年10月期第2四半期)における現預金は536,628千円であり、不動産事業領域における事業資金として注力させていること、通常の運転資金を勘案すると積極的にM&A関係のみに資本投下できる状況ではありません。今後の当社グループの成長を考えると、引き続き積極的にM&Aを検討するためには、このタイミングで資金調達が必要であると判断いたしました。

そのため、前述の子会社取得後の各種費用や今後検討するM&Aに係る費用に充当することを目的として本新株式の発行による資金調達を実施することを決定いたしました。

(b) 本資金調達を選択した理由

本新株式の発行は、子会社取得の各種費用や今後検討するM&Aに係る費用に充当することを目的とした資金調達です。前述のとおり、当社の資金状況については、直近決算公表(2024年10月期第2四半期)における現預金は536,628千円であり、不動産事業領域における事業資金として注力させていること、通常の運転資金を勘案すると積極的にM&A関係のみに資本投下できる状況ではありません。

そこで、当社はこの状況を打開するために、子会社増加により想定される費用や当社セグメントである不動産事業を中心としたM&Aを検討し続けるために必要な資金として、現状3億円の調達を決定しました。次に以下のとおり、資金調達方法の検討を行った結果、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達が有効かつ適切であり、中でも、第三者割当による本新株式の発行が最適であるとの結論に至りました。

金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れにつきましては、当社の過去の決算状況及び未だ安定的な収益基盤を確立するに至っていないため、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

公募増資

公募増資につきましては、前述「c. 割当予定先の選定理由（a）募集の理由」にも記載のとおり、現在の当社の財務状況（2023年10月期営業損失415,142千円）は早急な立て直しが必要な状況であることを鑑みると、引受幹事証券を探すことは困難であり、公募増資を実施することは現実的ではないと判断し、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

第三者割当による新株予約権の発行

本資金調達を全額第三者割当による新株予約権の発行とすることにつきましては、権利行使に応じて段階的に希薄化が生じるため、新株式の発行の場合と比較して株主様や株式市場に対する影響を軽減できるというメリットがあるものの、資金調達手段としては不確実性が残り、当面の資金需要に対して、確実に対応できるか不透明であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することといたしました。

(c) 割当予定先の選定理由

前述「(a) 募集の理由」に記載のとおり、当社グループの発展のために積極的にM&Aを実施しており、本日別途開示しましたとおり、We社の子会社化を決定しました。

そのため、前述の子会社取得後の各種費用や今後検討するM&Aに係る費用に充当することを目的として本新株式の発行による資金調達を実施することを決定いたしました。実施にあたり、引受先について検討していたところ、本日別途開示いたしました「第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ」で交渉をしていたWe社代表の松田氏よりWe社の取締役を務める経営陣（以下「We社経営陣」といいます。）で引き受けても良いとの提案がありました。さらに、We社を紹介いただいた柴田氏が引き受けても良いとの提案があり、それぞれを割当予定先として交渉を進めることといたしました。

交渉の結果、We社経営陣に1億円、柴田氏に2億円を引き受けていただくことを決定した後、We社経営陣にて内訳を決定、当社も合意し最終的な引受金額、割当個数を決定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

対象者	普通株式
柴田 達宏	9,090,900株
松田 悠介	909,100株
橋口 遼	909,100株
芝 清隆	681,800株
竹岡 裕介	681,800株
吉田 拓巳	454,500株
五味田 匡功	454,500株
秋田 雅弘	454,500株
合計	13,636,200株

(注) 上記対象となる人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、上記割り当てようとする株式の数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございませんが、中長期的に保有する方針であること、他方で、企業価値(株価)の向上の局面においては売却する場合も有りうる旨の説明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株式の引き受けに係る資金保有に関し、松田氏の預金通帳（2024年8月27日時点）を、橋口氏の預金通帳（2024年8月27日時点）を、竹岡氏の預金通帳（2024年8月27日時点）を、芝氏の預金通帳

(2024年8月27日時点)を、吉田氏の預金通帳(2024年8月27日時点)を、五味田氏の預金通帳(2024年8月28日時点)を、秋田氏の預金通帳(2024年8月22日時点)を、柴田氏の預金通帳(2024年8月27日時点)及び証券口座の資産残高(2024年8月27日時点)を確認するとともに、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認し問題ないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先2名につきましては、当社において独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。

当社は、当該報告・結果内容に基づいて、本新株式の割当予定先が反社会的勢力との関係がないと判断いたしました。以上から当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。上記のとおり割当予定先が反社会勢力とは一切関係がないことを確認したことから当社取締役会としても、割当予定先として妥当であると判断しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当により発行される株式の発行価額は、当社を取り巻く事業環境、業績動向、財務状況、株価動向等を総合的に勘案し、本新株式の発行に係る取締役会決議日(2024年8月30日)の直前6カ月間直前6カ月間(2024年3月1日から2024年8月29日まで)の東京証券取引所スタンダード市場終値の単純平均値(小数点以下第3位を四捨五入)である24円を8.33%ディスカウントして22円といたしました。

発行価額の決定に際し、直前6カ月間(2024年3月1日から2024年8月29日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における終値の単純平均値を基準値として算定しましたのは、直近で著しい株価の上昇がみられること、株価上昇の要因となるような適時開示は存在しないこと、他方で、直近1か月、3か月、6か月の平均はいずれも直近と比べかなり価額が低いものであるとの理由から、割当予定先より打診を受けて検討した結果によるものです。また、We社側の弁護士からも、の理由から、1か月、3か月、6か月の平均株価のうち最も高い株価を使用して算定をすることが妥当であるとの見解書を受領いたしました。

当社としましては、直近で著しい株価の上昇が見られるという点において、2024年8月26日終値25円と比較して40%上昇しており、また、直近1カ月で最も安い終値である2024年8月5日終値16円と比較して118.8%上昇していることから著しい上昇を確認しております。また、においては2024年8月23日に適時開示を行っているものの翌営業日から終値は2日連続25円と変動しておらず株価上昇の要因となるような適時開示は存在しないものと考えております。さらに、直近1か月、3か月、6か月の平均値を取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値35円と比較した場合、直近1か月の平均値23円と比較して34.3%、直近3か月、6か月の平均値24円と比較して31.4%の差があり、価額が低いことが確認できました。

以上の結果、直前6カ月間(2024年3月1日から2024年8月29日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における終値の単純平均値を採用することは、直前日についてのみ著しい株価上昇が認められるという特殊性のみが認められるため、既存株主保護の見地から、1か月、3か月、6か月の平均株価のうち最も高い株価を使用して算定をすることが妥当であると判断いたしました。

また、行使価額のディスカウント率を8.33%とした経緯といたしましては、当社の低迷する業績動向、財務状況、株価動向等から割当予定先より要請を受けて10%以内のディスカウントを決定しました。なお、当該行使価額22円につきましては、当該取締役会決議の直前取引日までの直近1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値23円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し4.35%のディスカウント、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値24円に対し8.33%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値24円に対し8.33%のディスカウントとなります。

上記を勘案した結果、当社は、本新株予約権の発行条件等の決定方法は適正かつ妥当であり、また、当該発行条件等は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な発行価額には該当しないものと判断しています。

なお、当社監査等委員3名全員(うち会社法上の社外取締役3名)から、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を本日開催の取締役会で得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行より増加する株式数は13,636,200株(議決権数136,362個)であり、当社の2024年4月30日現在にお

ける当社の発行済株式数668,974,248株(議決権数6,643,118個)に対して2.04%(議決権の総数に対しては2.05%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入)となります。

また、2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式取得(子会社化)に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行(現物出資)に関するお知らせ」で公表しました第三者割当増資による普通株式増加分4,166,667株(議決権数41,666個)、及び本新株式の発行による普通株式増加分13,636,200株(議決権数136,362個)、本日別途公表しました第6回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数53,480,000株(議決権数534,800個)、本日別途公表しました第7回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数106,960,000株(議決権数1,069,600個)、本日別途公表しました株式交付により増加する普通株式増加分312,562,500株(議決権数3,125,625個)の合計490,805,367株(議決権数4,908,053個)は、当社の2024年4月30日現在における当社の発行済株式数668,974,248株(議決権数6,643,118個)に対して73.37%(議決権の総数に対しては73.88%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入)となります。

以上の通り、本新株式の発行により希薄化が生じることとなりますが、他方、「第3第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (a) 募集の理由」に記載のとおり、積極的にM&Aを実施しております。M&Aの実施による当社グループの企業価値向上は、既存株主様の利益向上につながるため、本新株式の発行による資金調達は一定の希薄化が生じるものの合理的であると判断しております。

以上の通り、本新株式の発行により希薄化が生じることとなりますが、他方、「第3第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (a) 募集の理由」に記載のとおり、積極的にM & Aを実施しております。M & Aの実施による当社グループの企業価値向上は、既存株主様の利益向上につながるため、本新株式の発行による資金調達は一定の希薄化が生じるものの合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数は13,636,200株(議決権数136,362個)であり、本新株式の発行決議日の6ヶ月以内に発行した株式数及び発行予定の株式並びに新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数を含めると490,805,367株(議決権数4,908,053個)となります。当社の2024年4月30日現在における発行済株式数668,974,248株(議決権数6,643,118個)に対して73.37%(議決権の総数に対しては73.88%、いずれも小数点以下第3位を四捨五入)となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

本新株式の割当予定先のみを考慮した大株主の状況は以下のとおりです。

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	420,000	63.22	420,000	36.36
EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	703 CHAMPAGNE RD . , INCLINE VILLAGE , NV 89451, USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	20,505	3.09	20,505	1.78
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	19,824	2.98	19,824	1.72
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	19,345	2.91	19,345	1.67
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES(CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	18,810	2.66	18,810	1.53
合同会社マラガ	兵庫県神戸市灘区日尾町2丁目2-7	13,333	2.01	13,333	1.15
柴田 達宏	福井県福井市	4,000	0.01	13,090	1.13
株式会社D S G 1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5	8,001	1.20	8,001	0.69
高田和豊	兵庫県芦屋市	6,360	0.96	6,360	0.55
山田祥美	東京都中野区	4,179	0.63	4,179	0.36
計	-	506,664	78.47	543,450	46.95

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有議決権数(個)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	4,200,000	63.22	4,200,000	36.36
EVOLUTION CAPITAL INVESTMENTS LLC (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	703 CHAMPAGNE RD., INCLINE VILLAGE, NV 89451, USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	205,052	3.09	205,052	1.78
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	198,246	2.98	198,246	1.72
BNYM SA / NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	193,451	2.91	193,451	1.67
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES(CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	176,471	2.66	176,471	1.53
合同会社マラガ	兵庫県神戸市灘区日尾町2丁目2-7	133,333	2.01	133,333	1.15
柴田 達宏	福井県福井市	40,000	0.01	130,909	1.13
株式会社D S G 1	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目38-5	80,013	1.20	80,013	0.69
高田和豊	兵庫県芦屋市	63,600	0.96	63,600	0.55
山田祥美	東京都中野区	41,792	0.63	41,792	0.36
計	-	5,331,958	78.47	5,422,867	46.95

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」、「所有議決権数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年4月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」及び「割当後の所有議決権数」に係る議決権の数を、2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式取得(子会社化)に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行(現物出資)に関するお知らせ」で公表しました第三者割当増資による普通株式増加分に係る議決権数41,666個、及び本新株式の発行による普通株式増加分に係る議決権数136,362個、本日別途公表しました第6回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数に議決権数534,800個、本日別途公表しました第7回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数に係る議決権数1,069,600個、本日別途公表しました株式交付により増加する普通株式増加分にかかる議決権数3,125,625個、合計議決権数4,908,053個を加算した数で除して算出しております。
3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(2) 本新株式発行後及び本日付で別途提出した有価証券届出書を考慮した後の大株主の状況

本新株式発行に加えて、本日付けで別途提出した有価証券届出書の内容を考慮した大株主の状況は次のとおりです。

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	420,000	63.22	420,000	36.36

合同会社ルビーインベストメント	兵庫県神戸市東灘区田中町3-11-1 ハローグリーンハイツ岡本303号	-	-	57,919	5.01
柴田 達宏	福井県福井市	4,000	0.60	39,830	3.45
橋口 遼	福岡県福岡市	-	-	33,100	2.87
G Aインベストメント株式会社	東京都千代田区永田町二丁目12番8号	-	-	26,740	2.31
株式会社サンライズ	大阪市中央区北浜一丁目1番19号	-	-	26,740	2.31
合同会社T	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	26,740	2.31
合同会社S	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	26,740	2.31
合同会社M	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	26,740	2.31
松田 悠介	東京都港区	-	-	23,592	2.04
竹岡 裕介	東京都港区	30	0.00	23,394	2.03
芝 清隆	兵庫県芦屋市	-	-	23,364	2.02
計	-	424,030	63.32	754,901	65.35

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有議決権数(個)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
合同会社F O 1	大阪府大阪市西区九条1丁目27-6	4,200,000	63.22	4,200,000	36.36
合同会社ルビーインベストメント	兵庫県神戸市東灘区田中町3-11-1 ハローグリーンハイツ岡本303号	-	-	579,191	5.01
柴田 達宏	福井県福井市	4,000	0.60	398,309	3.45
橋口 遼	福岡県福岡市	-	-	331,002	2.87
G Aインベストメント株式会社	東京都千代田区永田町二丁目12番8号	-	-	267,400	2.31
株式会社サンライズ	大阪市中央区北浜一丁目1番19号	-	-	267,400	2.31
合同会社T	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	267,400	2.31
合同会社S	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	267,400	2.31
合同会社M	東京都港区六本木4丁目1番4号	-	-	267,400	2.31
松田 悠介	東京都港区	-	-	235,920	2.04
竹岡 裕介	東京都港区	300	0.00	233,947	2.03
芝 清隆	兵庫県芦屋市	-	-	233,647	2.02
計	-	4,240,300	63.83	7,549,016	65.35

(注) 1. 割当前の「所有株式数」、「所有議決権数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年4月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」及び「割当後の所有議決権数」に係る議決権の数を、2024年6月28日付「リパーク株式会社及び株式会社REGALEの株式取得(子会社化)に係る株式譲渡等契約締結及び第三者割当による普通株式の発行(現物出資)に関するお知らせ」で公表しました第三者割当増資による普通株式増加分に係る議決権数41,666個、及び本新株式の発行による普通株式増加分に係る議決権数136,362個、本日別途公表しました第6回新株予約権が全て

行使された場合に増加する株式数に議決権数534,800個、本日別途公表しました第7回新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数に係る議決権数1,069,600個、本日別途公表しました株式交付により増加する普通株式増加分にかかる議決権数3,125,625個、合計議決権数4,908,053個を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本新株式の発行は、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (a) 募集の理由」に記載のとおり、We社を子会社化することを決定いたしました。当期(2024年10月期)において2案件目の子会社取得であり、今後も積極的に取得検討を行ってまいります。取得にあたりデューデリジェンスの実施、仲介会社へのフィー、各種届出書類費用や調査費用など、取得後においては連結決算実施等の統合プロセスの準備など、多くの費用が発生いたします。他方、当社の資金状況については、直近決算公表(2024年10月期第2四半期)における現預金は536,628千円であり、不動産事業領域における事業資金として注力させていること、通常の運転資金を勘案すると積極的にM&A関係のみに資本投下できる状況ではありません。

そのため、前述の子会社取得後の各種費用や今後検討するM&Aに係る費用に充当することを目的として本新株式の発行による資金調達を実施することは、当社の現状の現預金状況を鑑みて妥当であると判断しております。

以上の通り、当社は、本新株式の発行が、M&Aの実施による当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益向上につながるものと判断し、本新株式の発行を決定しました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記のとおり、本新株式の発行は希薄化率が25%以上となります。割当予定先は、中長期的に保有したい方針であるものの企業価値(株価)向上の局面においては市場動向を勘案しながら適宜売却することがある旨を口頭で確認しております。他方で、今後のM&Aを積極的に展開するために必要な資金を調達することで、当社の企業価値を向上させることにつながり、既存株主の皆様への利益にも資することとなることから既存株主様への影響は合理的な範囲であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記のとおり、本新株式の発行は希薄化率が25%以上となります。このことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そのため、当社は、本新株式の発行に係る希薄化が既存株主様への影響を鑑み、2024年9月30日に臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を開催し、株主様の意思確認手続を行う予定です。

したがって、当社は、当該株主総会で承認決議がなされることを条件として、本新株式の発行について決議いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

当社が発行する普通株式の発行済株式総数は2024年4月30日現在664,332,877株です。当社普通株式の株価水準は、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(1単元あたり50万円未満)ではあるものの、株価が相対的に低いことから、投機対象として株価の大きな変動を招きやすい状況となっております。

また、2024年8月29日現在の当社株価は35円であり、1円あたりの株価変動率についても相対的に大きく、株主及び一般投資家の皆様への影響は小さくない状況であると認識しております。

このような状況を踏まえ、取引所市場や一般投資家からの信頼獲得に繋げるために、当社普通株式の株価及び株式の投資単位の適切な水準への調整や、将来の柔軟かつ機動的な株主還元施策を実施するうえで最適な発行済株式総数の実現等の観点から総合的に勘案し、10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

1. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

A種種類株式

第1回B種種類株式

(2) 併合の割合

2024年10月21日をもって、10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 効力発生日

2024年10月21日

(4) 併合により減少する株式数

普通株式

併合前の発行済普通株式総数（2024年8月2日現在）	668,499,544株
併合により減少する株式数	601,649,590株
併合後の発行済普通株式総数	66,849,954株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

A種種類株式

併合前の発行済種類株式総数（2024年8月2日現在）	4,640,771株
併合により減少する株式数	4,176,694株
併合後の発行済種類株式総数	464,077株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

第1回B種種類株式

併合前の発行済種類株式総数（2024年8月2日現在）	600株
併合により減少する株式数	540株
併合後の発行済種類株式総数	60株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

上記～においては本日付「株式交付によるWeCapital株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」、「第三者割当による普通株式の発行に関するお知らせ」にて公表した増加する普通株式554,606,667株に関しては考慮しておりませんのでご注意ください。

(5) 併合後の発行可能株式総数

併合前の発行可能株式総数		併合後の発行可能株式総数 (2024年10月21日付)	
普通株式	1,618,567,524株	普通株式	250,000,000株
A種種類株式	4,650,000株	A種種類株式	4,650,000株
第1回B種種類株式	2,500株	第1回B種種類株式	2,500株
第2回B種種類株式	2,500株	第2回B種種類株式	2,500株
第3回B種種類株式	2,500株	第3回B種種類株式	2,500株

併合後の発行可能株式総数は定款の一部変更の効力発生後の株数を掲載しております。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

11後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第38期、提出日2024年1月30日)及び四半期報告書(第39期 第2四半期 提出日2024年6月13日)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(2024年8月30日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、下記のとおり変更がありました。
また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2024年8月30日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。
「3 事業等のリスク」について 訂正、追加した箇所に下線を付しております。

株式価値の希薄化について

(ア) 資金調達について

各事業を展開する中で資金需要の増加が生じた場合、株式発行による資金調達を行う可能性があります。その場合、当社の普通株式の発行済株式数が増加することにより、株式価値が希薄化し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

(イ) 種類株式の転換について

A種種類株式及び第1回B種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付されているため、今後、各種類株式が普通株式に転換されることにより、当社の普通株式の発行済株式数が増加することにより、株式価値が希薄化し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

(ウ) 新株予約権の行使について

2024年9月30日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、第6回新株予約権及び第7回新株予約権を発行することが承認され、普通株式に転換されることにより、当社の普通株式の発行済株式数が増加するため、株式価値が希薄化し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

(エ) 株式交付について

2024年9月30日開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、当社を株式交付親会社とし、WeCapital株式会社を株式交付子会社とする株式交付計画が承認された場合、当社の普通株式の発行済株式数が増加することにより、株式価値が希薄化し、普通株式の市場価格に影響を与える可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日(2024年1月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2024年8月30日)までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年1月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2024年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

依田俊一氏、松丸三枝子氏、岩崎比菜氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 監査等委員である取締 役3名選任の件				(注)	
依田 俊一	4,807,844	21,465	-		可決 99.50
松丸 三枝子	4,808,747	20,562	-		可決 99.52
岩崎 比菜	4,808,118	21,191	-		可決 99.51

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(2024年5月9日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの

エボ ファンド(Evo Fund)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	572,962個	8.62%
異動後	778,014個	11.71%

(注) 1. 上記は、提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しているため、当該株主名義の実質所有株式数を確認できたものではありません。

2. 「所有議決権の数」は、上記株主が提出した大量保有報告書(変更報告書 24、25)に基づき記載しております。なお、議決権を有しないA種種類株式、第1回B種種類株式は控除しております。

3. 「総株主等の議決権に対する割合」は、2024年4月23日現在の普通株式の発行済株式総数664,332,877株から自己株式4,341株を控除した総株主の議決権の数6,643,285個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2024年5月8日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	103,542,500円
発行済株式総数	
普通株式	664,332,877株
A種種類株式	4,640,771株
第1回B種種類株式	600株

(2024年5月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主ではなくなるもの

エボ ファンド(Evo Fund)

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	778,014個	11.71%
異動後	601,543個	9.06%

(注) 1. 上記は、提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しているため、当該株主名義の実質所有株式数を確認できたものではありません。

2. 「所有議決権の数」は、上記株主が提出した大量保有報告書(変更報告書 25、26)に基づき記載しております。なお、議決権を有しないA種種類株式、第1回B種種類株式は控除しております。

3. 「総株主等の議決権に対する割合」は、2024年4月30日現在の総株主の議決権の数6,643,118個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

2024年5月10日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 103,542,500円

発行済株式総数 普通株式 664,332,877株

A種種類株式 4,640,771株

第1回B種種類株式 600株

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第38期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2023年12月21日 (注)1	500,000	651,327,190	3,542	103,542	3,542	3,542
2024年4月25日 (注)2	17,647,058	668,974,248	-	103,542	-	3,542
2024年7月16日 (注)3	4,166,667	673,140,915	50,000	153,542	50,000	53,542

(注) 1. 第5回新株予約権の一部が行使されたことによる増加であります。

2. 第1回B種種類株式の取得請求権の行使による増加であります。

3. 株式会社REホールディングに対する第三者割当増資(現物出資)による増加であります。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2022年11月1日 至 2023年10月31日	2024年1月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第39期第2四半期)	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日	2024年6月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年1月26日

株式会社REVOLUTION
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中 桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

川 井 恵一郎

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3の有価証券の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項、（5）重要な収益および費用の計上基準、投資事業」に記載されている通り、投資事業において金融商品への出資、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っており、営業投資有価証券を保有している。</p> <p>2023年10月31日現在、連結貸借対照表上、営業投資有価証券295,882千円が計上されており、これには連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）(1) 営業投資有価証券等」に記載のとおり、重要な観察できないインプットを使用して算定したレベル3の時価に区分される有価証券（以下、「レベル3の有価証券」という）62,519千円が含まれている。</p> <p>レベル3の有価証券は、連結財務諸表注記「（金融商品関係）3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載の通り、主として、在外子会社が保有する持分証券（非上場株式）である。時価は投資先の直近決算書に基づく1株当たり純資産額を基礎として算定しており、重要な観察できないインプットを用いて算定されている。時価の算定にあたっては、経営者の主観的な判断や見積りの不確実性が伴い、評価額の算出方法の選定、適切でない仮定に基づいてインプットを変化させた場合の時価の変動により、会社の財政状態等に重要な影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、レベル3の有価証券の評価は、会社の財政状態及び経営成績への潜在的な影響が大きく、また、経営者による主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、レベル3の有価証券の評価にあたって、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル3の有価証券の評価プロセスに係る内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価を実施した。 会社が作成した投資先の評価検討結果の査閲及び投資事業本部及び管理本部への質問により、評価額の算定方法の合理性を検討した。 会社が作成した投資先の評価検討結果及びその根拠となる直近決算書の査閲及び監査人が独自に入手した投資先企業に関する公表情報等を利用した分析並びに投資事業本部及び管理本部への質問により、インプットの適切性を検討した。

市場価格のない株式等の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項、（5）重要な収益および費用の計上基準、投資事業」に記載されている通り、投資事業において金融商品への出資、上場企業等の第三者割当増資の引き受け等を行っており、営業投資有価証券を保有している。</p> <p>2023年10月31日現在、連結貸借対照表上、営業投資有価証券295,882千円が計上されており、これには連結財務諸表注記「（重要な会計上の見積り）(1) 営業投資有価証券等」に記載のとおり、市場価格のない株式等60,597千円が含まれている。</p> <p>市場価格のない株式等は、投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、減損処理する必要がある。実質価額の算定にあたっては、投資先が発行する有価証券の商品性を規定する契約等の諸条件が実質価額に及ぼす影響を考慮する必要があり、実質価額が著しく下落した場合、回復可能性を判断するために投資先の事業計画とその実現可能性を検討するなど、経営者による実現可能性に対する判断には主観性を伴い、事業計画には不確実性が伴う。</p> <p>以上より、市場価格のない株式等の減損は、会社の財政状態及び経営成績への潜在的な影響が大きく、また、経営者による主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、市場価格のない株式等の評価にあたって、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場価格のない株式等の評価プロセスに係る内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価を実施した。 会社が作成した投資先の評価検討結果、契約書の査閲及び投資事業本部及び管理本部への質問により実質価額の算定方法の合理性を検討した。 会社が作成した投資先の評価検討結果及びその根拠となる直近決算書の査閲及び投資事業本部及び管理本部への質問により、実質価額の適切性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社REVOLUTIONの2023年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社REVOLUTIONが2023年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2024年1月26日

株式会社REVOLUTION
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

中 桐 徹

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

川 井 恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2022年11月1日から2023年10月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTIONの2023年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

市場価格のない株式等の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(市場価格のない株式等の評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月13日

株式会社REVOLUTION
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 恵一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2024年2月1日から2024年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。
監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。